

令和5・6年度入札参加資格審査変更申請の手引き

申請受理後、申請事項に変更が生じた場合は、速やかに申請受付システムより変更申請してください。

1 受付期間

- ① 受付期間：随時受付（土曜日、日曜日及び祝祭日は除く）
- ② システム受付時間：午前8時30分から午後9時00分まで
※午後9時を過ぎると強制的にログアウトされますので、ご注意ください。

2 申請方法

- ① 申請方法：入札参加資格審査申請受付システムにより申請
※書面による申請・受付は行いません。

URL：<https://www.e-cydeen-saas.sus.fwd.ne.jp/uketsukea/#/uketsuke/accepterTopMenu?id=0660060006E00640>

- ② 担当窓口：会津美里町役場 総務課 管財契約係
TEL 0242-55-1122 FAX 0242-55-1199

3 システム操作方法

会津美里町のホームページに掲載される「システム操作マニュアル」を参照してください。

URL：https://www.town.aizumisato.fukushima.jp/gyosei/shigoto_sangyo/7/2680.html

4 申請方法及び注意事項

- ① 申請が受理の場合、申請受理通知メールを送信します。申請に不備がある場合、不備内容を記載した不受理通知メールを送信しますので、不備を修正の上、再度申請してください。不受理の場合、「工事等請負有資格業者名簿」に登録されませんのでご注意ください。
※審査結果の通知は申請受理通知メール及び不受理通知メールのみとし、紙面での通知は行いません。
※受理通知メール等は、申請画面の「申請者情報」で登録したメールアドレス宛に送信します。個人アドレスの場合、担当者が変更となった場合等にアドレスが不明になる恐れがありますので、団体アドレスの登録をおすすめします。
- ② 申請内容に、故意に虚偽の記載をして提出した場合には、入札参加資格を取消すなど厳正に対処します。また、直ちに登録を取消します。
- ③ 各証明書は、それぞれの発行官公署において定めた様式とし、証明年月日は、申請書提出時の直前3か月以内のものを使用してください。

5 申請様式

会津美里町のホームページから必要な様式をダウンロードしてお使いください。

URL：<https://www.town.aizumisato.fukushima.jp/s044/010/SK020/SK130/20201005110726.html>

6 システム変更箇所及び添付書類

種別	変更事項		システム変更箇所	添付書類
共通	商号又は名称		業者基本情報	①商業登記簿謄本の写し(法人の場合) ②委任状(営業所等に委任している場合) ③印鑑証明書の写し
	所在地	(1)本社の場合	業者基本情報	商業登記簿謄本の写し(法人の場合)
		(2)委任先営業所の場合	営業所情報	①商業登記簿謄本の写し(支店登記がある場合) ②委任状 ※建設工事の場合、営業所一覧表を添付すること。
	代表者		業者基本情報	①商業登記簿謄本の写し ②委任状(営業所等に委任している場合) ③資本関係・人的関係調書
	印鑑			実印の場合…印鑑証明書の写し 受任者印の場合…委任状
	内部受任者氏名		営業所情報	委任状
	内部受任者職名		営業所情報	委任状
	電話番号又はFAX番号		各項目	ハイフンは省略しないで入力すること
	委任先の変更		営業所情報	委任状 ※建設工事の場合、営業所一覧表を添付すること。
	新規委任		営業所情報	委任状 ※建設工事の場合、営業所一覧表を添付すること。
	組織変更(法人組織化(経営の同一性を失わない場合のみ)、その他の組織変更)		業者基本情報	①商業登記簿謄本の写し(法人の場合) ②株主調書 ③許可(登録)通知書又は証明書の写し
	合併、会社分割等		業者基本情報	組織変更と同じ書類等
	会社更生手続き開始 民事再生手続き開始			①開始決定書の写し ②商業登記簿謄本の写し ③総合評定値通知書又は経営事項審査結果通知書の写し
	資本関係・人的関係の状況			資本関係・人的関係調書
建設工事	経営事項審査の更新		許可業種情報	総合評定値通知書又は経営事項審査結果通知書の写し
	許可業種の区分(一般・特別)変更		許可業種情報	許可通知書又は登録通知書の写し
	許可業種の廃業(許可の失効含む。)		許可業種情報 個別情報	建設業廃業届の写し
建設 コンサル	登録の更新、抹消、期限切れ等			登録を証する書類の写し
	登録の抹消、失効、廃業		個別情報	抹消・失効を証する書類の写し又は廃業届等の写し

(その他事項)

- ・ 希望工種（業種）の追加は変更申請ではなく、追加申請での対応となります。
※ 令和5・6年度分の追加申請の受付は終了しました。
- ・ 過去に当町と契約した実績がある場合、商号又は名称、所在地及び代表者等の変更により、当町に登録している債権者登録情報の変更が必要になります。
変更申請に併せて「債権者登録申請書兼口座振替依頼書」を申請受付システムよりご提出ください。提出様式は町ホームページから取得可能です。